

信州型自然保育（信州やまほいく）保育料軽減事業補助金交付要綱

制 定 令和 元年 10 月 25 日

一部改正 令和 3 年 6 月 10 日

一部改正 令和 6 年 6 月 28 日

（趣旨）

第1 この要綱は、信州型自然保育における幼児教育・保育に係る経済的負担の軽減を図り、もって信州型自然保育の振興に寄与することを目的として、信州型自然保育の認定を受けた認可外保育施設に在籍する子どものうち、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に規定する子育てのための施設等利用給付の対象とならない子どもの保護者を受給者として、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2 この要綱において、次に掲げる用語の定義は以下のとおりとする。

（1）信州型自然保育

信州型自然保育認定制度実施要綱（以下「実施要綱」という。）第7の2に規定する活動内容をいう。

（2）やまほいく認可外保育施設

長野県知事（以下「知事」という。）が実施要綱第9に基づき認定した、信州型自然保育を行う認可外保育施設（児童福祉法第59条の2の規定による届出をしたものに限る。）をいう。

（3）施設設置者

やまほいく認可外保育施設の設置者をいう。

（4）「第1子」

保護者と生計を一にする子ども（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「施行令」という。）第14条に規定する者をいう。以下、この条において同じ）のうち、最年長の子どもから順に1人目の者をいう。

（5）「第2子」

保護者と生計を一にする子どものうち、最年長の子どもから順に2人目の者をいう。

（6）「第2子以降」

保護者と生計を一にする子どものうち、最年長の子どもから順に2人目以降の者をいう。

（7）「第3子以降」

保護者と生計を一にする子どものうち、最年長の子どもから順に3人目以降の者をいう。

(受給資格者)

第3 この補助金の受給資格者は、次の第1号から第3号までの要件をすべて満たす者又は第1号を満たし、かつ第4号から第7号までのいずれかを満たす者（以下「保護者」という。）とする。

- (1) 監護する子どもが、月の初日においてやまほいく認可外保育施設に在籍すること
- (2) 監護する子どもが、満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであること
- (3) 監護する子どもについて、次のいずれかに該当すること
 - ア 法第30条の4第2号の認定（法第30条の5第7項により認定を受けたものとみなされる場合を含む。）を受けていないこと
 - イ 市町村が子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）附則第4条第2項の規定により条例を制定し、当該条例において法第30条の11第1項に規定する施設等利用費の支給を受けることのできる施設を当該条例で定める基準を満たすものに限るとされたことにより、法第30条の11第1項に規定する施設等利用費の支給を受けられないこと
- (4) 監護する子どもが満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない第1子で、市町村民税所得割課税額が57,700円（施行令第4条第2項第6号に規定する要保護者等に該当する世帯にあつては77,101円）未満の世帯であること
- (5) 監護する子どもが満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない第2子以降で、市町村民税所得割課税額が57,700円（施行令第4条第2項第6号に規定する要保護者等に該当する世帯にあつては77,101円）未満の世帯であること
- (6) 監護する子どもが満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない第2子で、市町村民税所得割課税額が57,700円（施行令第4条第2項第6号に規定する要保護者等に該当する世帯にあつては77,101円）以上の世帯であること
- (7) 監護する子どもが満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない第3子以降で、市町村民税所得割課税額が57,700円（施行令第4条第2項第6号に規定する要保護者等に該当する世帯にあつては77,101円）以上の世帯であること

(補助額の算定方法)

第4 補助金の交付対象となる経費及び補助率は、次の表のとおりとする。

1 区分	2 基準額	3 補助対象経費	4 補助率
第3条の第1号から第3号のすべてを満たす者	子ども一人あたり月額 5,700 円 (「多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施について」(平成27年7月17日府子本第88号、27文科初第239号、雇児発0717第6号)の「地域における小学校就学前の子供を対象とした多様な集団活動事業の利用支援」(以下「多様な集団活動事業の利用支援」という。)に規定する補助金を受給している場合)	やまほいく認可外保育施設の月額保育料 (実費で徴収される費用(通園送迎費、食材料費、行事費など)を除く。)であって、次の1と2に掲げる額を比較していずれか少ない額の、対象期間における合計額 1 第2欄に定める基準額 2 実支出額から多様な集団活動事業の利用支援に規定する補助金及び保育料に対する他の補助金等(市町村が実施する、信州型自然保育に係る保育料に対する補助を除く。)を控除した額	1 / 2 以内
	子ども一人あたり月額 25,700 円 (多様な集団活動事業の利用支援に規定する補助金を受給していない場合)	やまほいく認可外保育施設の月額保育料 (実費で徴収される費用(通園送迎費、食材料費、行事費など)を除く。)であって、次の1と2に掲げる額を比較していずれか少ない額の、対象期間における合計額	

第3条の第1号を満たし、かつ第4号または第6号のいずれかを満たす者	子ども一人あたり月額 12,850 円	1 第2欄に定める基準額 2 実支出額から保育料に対する他の補助金等（市町村が実施する、信州型自然保育に係る保育料に対する補助を除く。）を控除した額	
第3条の第1号を満たし、かつ第5号または第7号のいずれかを満たす者	子ども一人あたり月額 25,700 円		

（施設設置者の責務）

第5 施設設置者は、保育料とその他の費用を明確に区分し、保護者に周知するものとする。

2 施設設置者は、保護者からの委任に基づき補助金を受領し、保育料の債権に充当することとする。

（補助金の申請）

第6 この要綱に基づき補助金を受給しようとする保護者は、別に定める日までに次に掲げる書類を施設設置者に提出するものとする。

（1）信州型自然保育（信州やまほいく）保育料軽減事業補助金に係る申請書（様式第1号）

（2）その他知事が必要と認めた書類

2 施設設置者は、保護者からの委任に基づき、前項の書類を取りまとめた上で、補助金の所要額を別に定める日までに、信州型自然保育（信州やまほいく）保育料軽減事業補助金交付申請書（様式第2号）に在籍子ども確認書（様式第2号別紙）及びその他知事が必要と認めた書類を添えて知事に提出するものとする。

（交付の決定）

第7 知事は、施設設置者から前条の規定による交付申請書を受領したときは、当該申請を審査し、適当と認めるときは交付を決定するものとする。

2 知事は、前項の規定により交付を決定したときは、その旨を交付決定通知書

(様式第3号)により通知する。なお、保護者に対する通知(様式第3-2号)は施設設置者を通じて行うものとする。

(交付の変更)

第8 施設設置者は、前条の交付決定の内容を変更しようとするときは、あらかじめ信州型自然保育(信州やまほいく)保育料軽減事業補助金変更承認申請書(様式第4号)に在籍子ども確認書及びその他知事が必要と認めた書類を添えて提出するものとする。ただし、その金額の変更が20パーセント以内であって知事が特に認めるときを除く。

2 知事は、前項の規定に基づく承認をする場合において、必要に応じて内容を変更し、条件を付することができるものとする。

3 前項の規定に基づく変更の承認又は不承認の決定をしたときは、その内容及び付した条件を施設設置者に通知するものとする。

(実績報告)

第9 施設設置者は、補助事業が完了したときは、その日から30日を経過した日又は当該事業年度の3月31日のいずれか早い日前に、信州型自然保育(信州やまほいく)保育料軽減事業補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる関係書類を添えて提出するものとする。

(1) 在籍子ども確認書(様式第5号別紙)

(2) その他知事が必要と認めた書類

(補助金の請求)

第10 施設設置者は、補助金の交付(概算払を含む。)を請求しようとするときは、信州型自然保育(信州やまほいく)保育料軽減事業補助金交付(概算払)請求書(様式第6号)を知事に提出するものとする。

2 知事は、必要と認めるときは、第7に規定する交付決定額の範囲内において、年4回を限度として概算払いをすることができる。

(交付決定の取消等)

第11 次に掲げる事由に該当すると認める場合には、第7に規定する交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 施設設置者が、法令、本要綱、補助金の交付の決定の内容、これに付した条件又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 施設設置者が、交付を受けた補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 施設設置者が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為を行った場合

(4) 交付の決定後生じた事業の変更等により、補助事業の全部又は一部が必要でなくなった場合

2 前項の取り消し又は変更を行った場合には、交付した補助金のうち当該取り消し又は変更に係る部分の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずるものとする。

3 第1項第1号から第3号までの事由に該当することを理由として交付決定を取り消し又は変更し、前項の規定による補助金の返還を命ずる場合には、施設設置者に対し、当該命令に係る補助金を施設設置者が受領した日から、当該命令によ

り返還すべき補助金を施設設置者が納付する日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

(補助金の経理)

第12 施設設置者は、補助金の経理についての帳簿を備え、補助金とそれ以外の経理とを明確に区分し、その収支の状況を帳簿に記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 前項の規定による帳簿及び関係書類は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

3 施設設置者は、補助金の交付に関する事務を適正に行うとともに、それにより知り得た個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じなくてはならない。

(対象期間)

第13 補助の対象期間は、第6に定める申請書の提出があった年度の4月1日から3月31日までとする。

(その他)

第14 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、その都度定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和元年10月25日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

附 則

この要綱の施行の日から令和2年3月31日までの間、第13の規定の適用については、同条中「4月1日」とあるのは、「10月1日」とする。

附則

この要綱は、令和3年6月10日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和6年6月28日から施行し、令和6年4月1日から適用する。